

# 建築士継続職能開発システムについて（中間報告）

建築士継続教育システム検討会

## 1. 検討の目的

近年、消費者のニーズや建築技術の高度化、多様化、複雑化、建築士資格の国際化等の進展に伴い、建築士に求められる知識や技術は大幅に増大してきていることから、適正な設計、工事監理及び関連する業務についての建築士の社会的責務が、今後ますます問われるようになってきている。こうした状況のもと、我が国の建築士の一層の資質の向上と社会的な資質の保証を図るため、建築士法第 22 条を踏まえ、建築士に対する各種の講習制度を統合・発展させた総合的な継続職能開発システムの導入が必要である。このため、主要な建築関係団体をメンバーとして、継続職能開発の今後のあり方について、自由に意見交換を行うことを目的に継続教育システム検討会が設置された。

## 2. 検討体制

### ・委員（各職能団体等代表）

（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会、（社）日本建築家協会（JIA）、（社）建築業協会（BCS）、（社）建築設備技術者協会、（社）日本建築構造技術者協会（JSCA）、（社）日本建築学会、（社）全日本建築士会、（財）建築技術教育普及センター

### ・オブザーバー

国土交通省建築指導課（委員会発足当時は建設省）

### ・事務局

（財）建築技術教育普及センター

## 3. 検討の成果

検討会は平成 12 年度及び 13 年度内に 8 回の委員会を開催し、国内外における継続職能開発の現状、課題の整理、今後のシステムのあり方などについて、検討、議論を重ねた。また、この中で現状の指定講習制度の位置付け、建築士資格の更新制、情報開示等についても様々な意見を交換した。

これらの検討結果を踏まえ、この度、検討会は建築士の継続職能開発システムの構築に関する方向性及び留意事項を示した中間報告を作成した。

継続職能開発の必要性及びそのシステムの必要性については、基本的には意見の集約をみているが、システムの内容及びその運用については様々な意見が出された。また、システムの導入を図る際に、我が国の建築士法に基づく建築士資格取得者が、多岐分野にわたる現実に配慮しなくてはならないという指摘もあった。これらの意見は、中間報告の中では主に 2. 「システム検討にあたっての留意事項」及び「今後の検討課題」を中心に整理しているところである。さらに、これらの他に団体としての意見もあるので参考に添付する。

## 4. 今後の予定

今後は中間報告を一つのステップとして、これを基に広く建築士等の意見を聞くとともに、各職能団体においても議論を重ねていくことが望ましいと考えられる。そして、これらの声を踏まえつつ、残された検討課題への対応と、実施に向けての、さらに具体的な検討を行っていくため、「建築士継続職能開発準備委員会」の設置を行い、できるだけ早い時期に建築士継続職能開発システムの一部の運用を目指すものとする。